柏市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、柏市教育委員会が別に定める図書館の基本理 念の実現のため、柏市立図書館の資料の収集に関し、必要な事項 を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 資料の収集にあたっては,次を基本方針とする。
 - (1) 市民の学びと生きる力を養うことを支える資料を収集する。
 - (2) まちや地域の魅力を生み出す活動を支える資料を収集する。
 - (3) 地域情報の把握と収集に努め、柏市に関する専門図書館としての責務を果たす。
 - (4) 図書館利用に係る障壁をなくしていくために,技術の進歩・ 普及に留意し、資料を収集する。

(留意事項)

- 第3条 資料を選定する際には、次に留意する。
 - (1) 資料費と収容能力に限りがある中で、全分野にわたり基礎 的・入門的なものから専門的なものまでバランスよく収集す るよう努める。
 - (2) 中立・公平な立場に立って選書を行う。
 - (3) 特定分野への集中的なリクエストにより蔵書構成のバランスを損なわないよう留意し、複本についても抑制する。
 - (4) 陳腐化・変化の速い分野については、最新の情報を提供できるように努める。
 - (5) 客観性・科学的根拠・情報の新しさを考慮し、より正確な情報を提供できる資料を優先する。
 - (6) 技術の進歩や社会情勢の変化により必要となる新たな知識や技能の習得(学び直し)の支援に努める。
 - (7) リクエストに現れない潜在的な利用者や将来の利用者のニーズの予測に努める。
 - (8) 地域の発展や活動を記録した資料が世代交代等により失われ

ている。これらの資料を収集し、次世代に伝える役割を担う。

- (9) 積極的に地域に入り、地域の特色に基づいた資料・情報の収集に努める。
- (10) 分館が多くある特長を活かし、各分館毎に周辺地域の資料 (ふるさと協議会や町会等の地域活動等を記録した資料)の保 存・提供に努める。
- (11) 利用上の障壁を解消するために、技術の進歩・普及に合わせて、資料の形態や提供方法を選択する。
- (12) 近隣の図書館及び関係機関の蔵書に留意する。
- (13) 社会経済状況や地域の特長、蔵書の状況等を整理した上で、 年次収集計画を定める。

(収集資料の種類)

- 第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする
 - (1) 図書(一般図書・参考図書・児童図書)
 - (2) 逐次刊行物 (新聞·雜誌等)
 - (3) 官公庁出版物
 - (4) 地域資料
 - (5) 視聴覚資料
 - (6) 障がいのある方のための資料
 - (7) 学校支援資料
 - (8) 外国語資料
 - (9) 電磁的記録情報
 - (10) マンガ
 - (11) その他必要と認められる資料

(種類別の収集方針)

- 第5条 資料の種類別収集方針については次のとおりとする。
 - (1) 図書
 - ア 一般図書は、基本方針に基づき、基礎的、入門的な図書の ほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
 - イ 参考図書は、市民・事業者等の日常の調査研究のために必要な辞典、辞書、事典、年表、年鑑、目録、図鑑、地図、資

料集、法令集等を幅広く収集する。

- ウ 児童図書は、読書習慣の形成や読解力を養うことに役立つ 図書や探求心を満たし、調べることに役立つように、各分 野の図書を幅広く収集する。
- (2) 逐次刊行物 (新聞·雜誌等)
 - ア 新聞は、主要全国紙及び地元の地方紙を中心に、児童及び 青少年向けのものも含めて収集に努める。なお、専門紙及び 機関紙については、必要に応じて収集する。
 - イ 雑誌は、幅広い分野にわたり、児童及び青少年向きのもの も含めて収集する。マンガ雑誌は、原則として収集しない。 別冊及び増刊号は必要に応じて収集する。
 - ウ 年鑑及び年報は、一般図書又は参考図書として収集する。

(3) 官公庁出版物

- ア政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。
- イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の 高いものを収集する。
- ウ 収集にあたっては、インターネットで公開されている資料 であるかどうかも考慮する。

(4) 地域資料

- ア 柏市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、会報、地図、写真等を可能な限り収集する。
- イ 柏市に関わりのある著者の資料及び千葉県に関する資料は、 図書等を中心に可能な限り収集する。
- ウデジタル化

希少な地域資料の原本を保存し、次世代に残すため、また、 利活用につなげるためにデジタル化を行う。

- (5) 視聴覚資料 (CD·DVD等)
 - ア CDは, クラシック, ポピュラー, 民族音楽, 落語等の基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。
 - イ DVDは、ドキュメンタリー、映画、アニメーション、諸芸当、一定の評価を得ている作品を広範に収集する。なお、原則として、館外貸出の許諾を得られないDVDは、収集対象にしない。

(6) 障がいのある方のための資料

ハンデキャップに応じた資料を収集する。収集にあたっては, 技術の進歩・普及に合わせて媒体・形態を選択する。

(7) 学校支援資料

利用頻度が少なく各学校で揃えることが困難な資料及び地域 学習等で使用する学校周辺の地域資料を中心に収集する。収集 にあたっては、学校との連携を図りながら充実を図っていく。

(8) 外国語資料

日本文化の理解や地域での生活に役立つ資料を収集する。

(9) 電磁的記録情報

地域資料については、デジタル情報についても積極的に収集する。

(10) マンガ

評価が定まっているものを、必要に応じて、収容能力も考慮して収集する。

(11) その他必要と認められる資料

上記(1)~(10)に定めるもののほか、必要に応じて収集する。 ただし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書、各種試験 問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

(資料収集方法)

第6条 資料の収集方法は、購入を原則とし、必要とする資料の収集に最も適した方法により行うものとする。特に前条第4号に規定する地域資料については寄贈の活用の他、地域との連携を図りながら収集するものとする。

(収集した資料の活用)

第7条 収集した資料の活用に当たっては,第2条の基本方針を踏まえ,学校教育,社会教育との連携を図り,本市の地域づくり活動につなげるよう努めるものとする。

(資料選定会議)

第8条 収集する資料は、この方針に基づき図書館員で構成する資

料選定会議を経て図書館長が決定する。

(収集方針の公開及び見直し)

第9条 この収集方針は、広く市民に公開する。また、社会経済状況や価値観が変化し続けていくことを考慮し、常に検討を重ね、必要に応じて見直すものとする。

附則

(施行期日)

1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。

(旧収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は廃止する。

柏市立図書館資料収集方針(平成20年10月16日施行)